

広島県告示第五百三十三号

広島県統計調査条例（平成二十一年広島県条例第七号）第二条第一項の規定によって、県統計調査を次のとおり実施する。

平成二十一年五月二十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

- 一 調査を行う者の名称
広島県知事
- 二 調査の名称
職場環境実態調査
- 三 調査の目的
県内の企業その他の団体（以下「企業等」という。）の職場環境の整備状況を把握し、男女がともに働きやすい環境の整備等の施策の基礎資料とする。
- 四 調査対象の範囲
県内全域
- 五 報告を求める事項
常用労働者が十人以上の企業等の職場環境に関する事項
- 六 報告を求める事項の基準となる期日又は期間
六月一日
- 七 報告を求める者
常用労働者十人以上の企業等の事業主。ただし、平成二十三年度以降は、三年ごとに、各企業等に雇用される男性及び女性の通常の労働者並びに短時間労働者を含めることとする。
- 八 報告を求めるために用いる方法
郵送又はファクシミリ
- 九 報告を求める期間
 - 1 調査の周期
毎年
 - 2 調査の実施期間又は調査票の提出期限
六月一日から六月十九日まで